

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認	
根拠法令・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項及び第81条の6第3項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
審 査 基 準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋）</p> <p>（使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）</p> <p>第81条の4 使用が廃止された有害物質使用届出施設（第49条第2項に規定する届出施設であって、同項第1号の規則で定める物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）又はダイオキシン特定施設（以下「有害物質使用届出施設等」という。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は次項の規定により通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、土壤法第4条第2項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）に規則で定める方法により調査させて、その結果を報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の調査）</p> <p>第81条の6 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 有害物質使用特定施設（土壤法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。）又は有害物質使用届出施設等（以下「有害物質使用特定施設等」という。）が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の所有者等は、当該土地の形質の変更をしようとする場合（当該土地が当該有害物質使用特定施設等に係る当該工場又は事業場の敷地として利用されないときに限る。）には、規則で定めるところにより、当該土地（土壤法第3条第8項若しくは第4条第3項又はこの条例第81条の4第6項、前条第2項若しくは前項に規定する調査の対象となる土地を除く。）の土壤の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、指定調査機関に第81条の4第1項の規則で定める方法により調査させて、その結果を報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認を受けたときは、この限りでない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定できない
	標準処理期間を設定できない理由	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難。